

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集運搬及び処分委託業務仕様書

1 適用

本仕様書は、橋梁再塗装工事に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集運搬及び処分委託業務（令和8年11月6日入札）に適用する。

2 業務内容

本業務は、藍園橋、冷田橋、昭和町1丁目歩道橋及び津田橋の再塗装工事に伴い発生したPCB及び鉛を含む塗膜くず並びに剥離時に使用した防護服・安全保護具について、収集・運搬及び処分を行う業務である。

(1) 委託業務箇所

発生場所（橋梁）

【藍園橋】

収集場所：徳島県徳島市応神町東貞方西中須(吉野川左岸高架橋下)

運搬先：受託者の無害化処理認定施設

【冷田橋】

収集場所：徳島県徳島市応神町東貞方西中須(吉野川左岸高架橋下)

運搬先：受託者の無害化処理認定施設

【昭和町1丁目歩道橋】

収集場所：徳島県徳島市応神町東貞方西中須(吉野川左岸高架橋下)

運搬先：受託者の無害化処理認定施設

【津田橋】

収集場所：徳島県徳島市昭和町八丁目(昭和ランプ加速車線橋下)

運搬先：受託者の無害化処理認定施設

(2) 対象廃棄物の性状、荷姿等

【藍園橋】

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 注) 廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	1,494	ドラム缶（蓋付き） （容積）	本 18	kg 360
	使用済み防 護服等	299	200リットル/本 （重量）		
	計	1,793	20.0kg/本		
	廃棄物と容器の総重量			2,153 kg	

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服」に分別して、別々のドラム缶に封

入している。

封入物別のドラム缶の本数：塗膜くず 9 本、使用済み防護服等 9 本

- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口のゆるみ、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB（含有） 0.73mg/kg 【定量下限値 0.01mg/kg】

鉛（含有） 100,000mg/kg 【定量下限値 1,000mg/kg】

クロム（含有） 1,000mg/kg 【定量下限値 100mg/kg】

鉛又はその化合物（溶出） 200mg/ℓ 【定量下限値 0.03mg/ℓ】

六価クロム化合物（溶出） 0.02 未満 mg/ℓ 【定量下限値 0.02mg/ℓ】

【冷田橋】

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 注) 廃棄物の重量は、推定による。		kg	ドラム缶（蓋付き）	本	kg
	塗膜くず	54	（容積）	2	47
	使用済み防		200リットル/本		
	護服等	11	（重量）		
	計	65	23.3kg/本		
廃棄物と容器の総重量			112 kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服」に分別して、別々のドラム缶に封入している。

封入物別のドラム缶の本数：塗膜くず 1 本、使用済み防護服等 1 本

- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口のゆるみ、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB（含有） 0.75mg/kg 【定量下限値 0.01mg/kg】

鉛（含有） 97,000mg/kg 【定量下限値 1,000mg/kg】

クロム（含有） 600mg/kg 【定量下限値 100mg/kg】

鉛又はその化合物（溶出） 170mg/ℓ 【定量下限値 0.03mg/ℓ】

六価クロム化合物（溶出） 0.02 未満 mg/ℓ 【定量下限値 0.02mg/ℓ】

【昭和町 1 丁目歩道橋】

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 注) 廃棄物の重量は、推定による。		kg	ドラム缶 (蓋付き)	本	kg
	塗膜くず	501	(容積)	16	373
	使用済み防護服等	288	200リットル/本 (重量)		
	計	789	23.3kg/本		
廃棄物と容器の総重量			1,162 kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服」に分別して、別々のドラム缶に封入している。
封入物別のドラム缶の本数：塗膜くず 4 本、使用済み防護服等 12 本
- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口のゆるみ、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB (含有) 0.56mg/kg 【定量下限値 0.01mg/kg】

鉛 (含有) 110,000mg/kg 【定量下限値 1,000mg/kg】

クロム (含有) 720mg/kg 【定量下限値 100mg/kg】

鉛又はその化合物 (溶出) 0.62mg/ℓ 【定量下限値 0.03mg/ℓ】

六価クロム化合物 (溶出) 0.02 未満 mg/ℓ 【定量下限値 0.02mg/ℓ】

【津田橋】

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 注) 廃棄物の重量は、推定による。		kg	ドラム缶 (蓋付き)	本	kg
	塗膜くず	1,742	(容積)	32	640
	使用済み防護服等	348	200リットル/本 (重量)		
	計	2,090	20.0kg/本		
廃棄物と容器の総重量			2,730 kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服」に分別して、別々のドラム缶に封入している。

封入物別のドラム缶の本数：塗膜くず 19 本、使用済み防護服等 13 本

- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。ただし、袋の口のゆるみ、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性がある。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB（含有） 7～12mg/kg 【定量下限値 0.01mg/kg】

鉛（含有） 75,000～110,000mg/kg 【定量下限値 1,000mg/kg】

クロム（含有） 9,800～11,000mg/kg 【定量下限値 100mg/kg】

鉛又はその化合物（溶出） 47～84mg/ℓ 【定量下限値 0.03mg/ℓ】

六価クロム化合物（溶出） 0.02 未満 mg/ℓ 【定量下限値 0.02mg/ℓ】

3 適正な処理のために必要な情報（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の6第1号の規定に基づく通知事項）

(1) 対象廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿に関する事項	2の(2)による。
(2) 対象廃棄物のPCB濃度	
(3) 通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし
(4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし
(5) その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納しているが、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性があるため、容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないように、必要な防護措置を講じること。 また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。

4 業務区分別条件

(1) 収集・運搬

ア 廃棄物を受託者の処分場まで運搬すること。

イ 運搬車両は、受託者が所有する廃棄物の運搬許可を得た車両とすること。

ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、過積載とならないよう注意すること。

エ 廃棄物は、発注者がドラム缶(200 リットル/缶)の中に保管しているので、その状態のまま、収集・運搬するものとする。

オ 収集の日時については、契約締結後に打ち合わせることとする。

(2) 処分（中間処理）

ア 廃棄物及び容器を無害化処理すること。

中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属することとするので、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物（無害化後の容器）の評価額を差し引いて見積もること。

なお、契約締結後において、有価物（無害化後の容器）の評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わない。

イ 委託後の計量の結果、廃棄物（容器を含まず。）の重量が、2の(2)の重量と異なることを委託者（徳島県）と受託者の両者で確認したときは、所定の計算式により委託料の額を再計算し、契約の変更により委託料の額を改めるものとする。

※ 計量の結果は、廃棄物の発生場所（橋梁）ごとに分けてとりまとめるものとする。

ウ 処分場は、受託者が管理している許可処分場とすること。

5 その他

(1) 上記のほか本業務は、関係法令を遵守して実施すること。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、紙によるものとし、その用紙は、受託者が用意すること。

(3) 本業務の成果品として、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付すること。

なお、作業状況写真は、原則として電子納品対象外（紙による）とする。

【業務仕様書 別添】

分析結果報告書（写）

	ページ
藍園橋	1
冷田橋	3
昭和町1丁目歩道橋	5
津田橋	7

分析試験結果報告書

Q1902676

2020年2月13日

御依頼者 XXXXXXXXXX 御中

件名 : R1徳土 徳島環状線他 徳・川内他 環境計量測定業務(2)

採取者 : 株式会社 エフ設計コンサルタント
 収集区分 : 持込
 特記事項 : -

JFEテクノロジー株式会社
 分析ソリューション本部 環境評価センター
 〒230-0045 横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
 TEL:045-505-8979 FAX:045-505-6554

当社にご依頼のございました上記検体について
 分析試験した結果は次の通りです。

分析試験結果

試料名	ポリ塩化ビフェニル	単位	下限値
<試料名> 藍園橋(車道部)	0.73	mg/kg	0.01mg/kg

分析方法: 令和元年10月「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」第2章 8.塗膜くず(含有量試験)

測定方法: ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC/HRMS)法「測定下限値: 0.01mg/kg」

分析担当者: 平野

PCB汚染物ではないことの判断基準: 「0.5mg/kg以下」であること

環境省 令和元年10月11日 通知: 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」
 (環循規発第 1910112 号、環循施発第 1910111 号)

* 当該試料は「PCB汚染廃棄物」に該当する。

('090925改正) (様式 KEB004)

分析試験結果報告書

Q1902676

2020年2月13日

御依頼者 XXXXXXXXXX 御中

件名 : R1徳土 石井神山線他 神・阿野他 環境計量測定業務(1)

採取者 : 株式会社 エフ設計コンサルタント
収集区分 : 持込
特記事項 : -

JFEテクノロジー株式会社
分析ソリューション本部 環境評価センター
〒230-0045 横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
TEL:045-505-8979 FAX:045-505-6554

当社にご依頼のございました上記検体について
分析試験した結果は次の通りです。

分析試験結果

試料名	ポリ塩化ビフェニル	単位	下限値
<試料名> 冷田橋（東側）	0.75	mg/kg	0.01mg/kg

分析方法: 令和元年10月「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」第2章 8.塗膜くず(含有量試験)

測定方法: ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC/HRMS)法「測定下限値: 0.01mg/kg」

分析担当者: 平野

PCB汚染物ではないことの判断基準: 「0.5mg/kg以下」であること

環境省 令和元年10月11日 通知: 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」
(環循規発第 1910112 号、環循施発第 1910111 号)

* 当該試料は「PCB汚染廃棄物」に該当する。

(' 090925改正) (様式 KEB004)

分析結果報告書

No.土 a19 -0049
令和2年2月25日

殿

計量証明事業登録番号 72 号（濃度）
計量証明事業登録番号 69 号（音圧レベル）
計量証明事業登録番号 70 号（振動加速度レベル）
徳島県徳島市川内町平石古田260-2
株式会社 イーアンドイー・リサーチ

(第環4801号)



1. 受付年月日 令和2年2月3日
2. 業務名 R1徳土 石井神山線他 神・阿野他 環境計量測定業務（1）
（橋梁 ID 1471）
3. 分析の対象 塗膜層

御依頼を受けました測定について、分析結果を次のとおり報告致します。

項目	単位	分析結果	基準値	試験方法	定量下限値
		冷田橋（東側）			
鉛又はその化合物	mg/L	※170	0.3 以下	JIS K 0102 54.3	0.03
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	1.5 以下	JIS K 0102 65.2.4	0.02
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 4	0.0005

(備考)

試験方法：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）

基準値：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第 1

総合判定：※不適合

項目	単位	分析結果	分析方法	定量下限値
		冷田橋（東側）		
鉛	mg/kg	97000	JIS K 5674 7.14（付属書 A）	1000
クロム	mg/kg	600	JIS K 5674 7.15（付属書 B）	100

(備考)

分析試験結果報告書

Q2001216

2020年10月7日

御依頼者 XXXXXXXXXX 御中

業務名 : R2徳土 徳島引田線他 徳・庄町他 橋梁塗膜調査業務(2)

採取者 : 株式会社 エフ設計コンサルタント
収集区分 : 持込
特記事項 : -

JFEテクノリサーチ株式会社
分析ソリューション本部 環境評価センター
〒230-0045 横浜市都筑区東麻町2丁目1番地
TEL:045-505-8979 FAX:045-506-6534

当社にご依頼のございました上記検体について
分析試験した結果は次の通りです。

分析試験結果

試料名	ポリ塩化ビフェニル	単位	下限値
<試料名> 昭和町1丁目歩道橋	0.56	mg/kg	0.01mg/kg
分析方法:令和元年10月「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」 第2章 8.塗膜くず(含有量試験) 測定方法:ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC/HRMS)法「測定下限値:0.01mg/kg」 分析担当者:平野			
PCB汚染物ではないことの判断基準:「0.5mg/kg以下」であること 環境省 令和元年10月11日 通知:「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」 (環循規発第 1910112 号、環循施発第 1910111 号) *当該試料は「PCB汚染廃棄物」に該当する。			

(' 090925改正) (様式 KEB004)

分析結果報告書

No.土 a20 -0026

令和 2 年 11 月 11 日

殿

計量証明事業登録番号 72 号 (濃度)
計量証明事業登録番号 60 号 (音圧レベル)
計量証明事業登録番号 20 号 (振動加速度レベル)
徳島県徳島市川内町平石古田 260-2
株式会社 イー・エス・シー・リサーチ

(第 4801 号)



1. 受付年月日 令和 2 年 9 月 15 日
2. 業務名 R2 徳土 徳島引田線他 徳・庄町他 橋梁塗膜調査業務 (2)
3. 分析の対象 塗膜片

御依頼を受けました測定について、分析結果を次のとおり報告致します。

項目 (溶出量試験)	単位	分析結果	基準値	試験方法	定量下限値
		橋梁 ID : 0061 昭和町 1 丁目歩道橋			
鉛又はその化合物	mg/L	※0.62	0.3 以下	JIS K 0102 54.3	0.03
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	1.5 以下	JIS K 0102 65.2.4	0.02
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号 付表 4	0.0005

(備考)

試験方法：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）

基準値：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第 1

総合判定：※不適合

項目 (含有量試験)	単位	分析結果	試験方法	定量下限値
		橋梁 ID : 0061 昭和町 1 丁目歩道橋		
鉛	mg/kg	110000	JIS K 5674 7.14 (付属書 A)	1000
クロム	mg/kg	720	JIS K 5674 7.15 (付属書 B)	100

(備考)

分析試験結果報告書

Q1902676

2020年2月13日

御依頼者 XXXXXXXXXX 御中

件名 : R1徳土 徳島環状線他 徳・川内他 環境計量測定業務(2)

採取者 : 株式会社 エフ設計コンサルタント
収集区分 : 持込
特記事項 : -

JFEテクノロジー株式会社
分析ソリューション本部 環境評価センター
〒230-0045 横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
TEL:045-505-8979 FAX:045-505-6554

当社にご依頼のございました上記検体について
分析試験した結果は次の通りです。

分析試験結果

試料名	ポリ塩化ビフェニル	単位	下限値
<試料名> 津田橋(側道部)	7.0	mg/kg	0.01mg/kg
分析方法: 令和元年10月「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」第2章 8.塗膜くず ^a (含有量試験)			
測定方法: ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC/HRMS)法「測定下限値: 0.01mg/kg」			
分析担当者: 平野			
PCB汚染物ではないことの判断基準: 「0.5mg/kg以下」であること			
環境省 令和元年10月11日 通知: 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」 (環循規発第 1910112 号、環循施発第 1910111 号)			
* 当該試料は「PCB汚染廃棄物」に該当する。			

('090925改正) (様式 KEB004)

分析結果報告書

No.土 a19 -0055

令和2年2月25日

殿

計量証明事業登録番号 72 号（濃度）
 計量証明事業登録番号 69 号（音圧レベル）
 計量証明事業登録番号 70 号（振動加速度レベル）
 徳島県徳島市川内町平石古田 260-2
 株式会社 イーアンドイー・リサーチ

(第環4801号)



1. 受付年月日 令和2年2月3日
2. 業務名 R1徳土 徳島環状線他 徳・川内他 環境計量測定業務（2）
（橋梁 ID 1120）
3. 分析の対象 塗膜層

御依頼を受けました測定について、分析結果を次のとおり報告致します。

項 目	単 位	分析結果	基準値	試験方法	定量下限値
		津田橋（側道部）			
鉛又はその化合物	mg/L	※47	0.3 以下	JIS K 0102 54.3	0.03
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	1.5 以下	JIS K 0102 65.2.4	0.02
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0006	0.003 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 4	0.0005

(備考)

試験方法：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）

基準値：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第 1

総合判定：※不適合

項 目	単 位	分析結果	分析方法	定量下限値
		津田橋（側道部）		
鉛	mg/kg	75000	JIS K 5674 7.14（付属書 A）	1000
クロム	mg/kg	11000	JIS K 5674 7.15（付属書 B）	100

(備考)

分析試験結果報告書

Q2001216

2020年10月7日

御依頼者 XXXXXXXXXX 御中

業務名 : R2徳土 国道438号他 神・下分他 橋梁塗膜調査業務(1)

採取者 : 株式会社 エフ設計コンサルタント

収集区分 : 持込

特記事項 : -

JFEテクニサー株式会社
分析ソリューション本部 環境評価センター
〒230-0045 横浜市鶴見区新田町2丁目1番地
TEL:045-505-8979 FAX:045-505-6554

当社にご依頼のございました上記検体について
分析試験した結果は次の通りです。

分析試験結果

試料名	ポリ塩化ビフェニル	単位	下限値
<試料名> 津田橋(東側歩道部)	12	mg/kg	0.01mg/kg
分析方法:令和元年10月「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」 第2章 8.塗膜くず(含有量試験) 測定方法:ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC/HRMS)法「測定下限値:0.01mg/kg」 分析担当者:平野			
PCB汚染物ではないことの判断基準:「0.5mg/kg以下」であること 環境省 令和元年10月11日 通知:「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」 (環循規発第 1910112 号、環循施発第 1910111 号) *当該試料は「PCB汚染廃棄物」に該当する。			

(' 090925改正) (様式 KEB004)

分析結果報告書

No.土 a20 -0017

令和 2 年 11 月 11 日

殿

計量証明事業登録番号 72 号 (濃度)
計量証明事業登録番号 68 号 (音圧レベル)
計量証明事業登録番号 72 号 (振動加速度レベル)
徳島県徳島市川内町平石古田 260-2
株式会社 イー・エントリ・リサーチ

(第環4801号)



1. 受付年月日 令和 2 年 9 月 15 日
2. 業務名 R 2 徳土 国道 4 3 8 号他 神・下分他 橋梁塗膜調査業務 (1)
3. 分析の対象 塗膜片

御依頼を受けました測定について、分析結果を次のとおり報告致します。

項目 (溶出量試験)	単位	分析結果	基準値	試験方法	定量下限値
		橋梁 ID : 1120 津田橋 (東側歩道部)			
鉛又はその化合物	mg/L	※84	0.3 以下	JIS K 0102 54.3	0.03
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	1.5 以下	JIS K 0102 65.2.4	0.02
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号 付表 4	0.0005

(備考)

試験方法：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）

基準値：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第 1

総合判定：※不適合

項目 (含有量試験)	単位	分析結果	試験方法	定量下限値
		橋梁 ID : 1120 津田橋 (東側歩道部)		
鉛	mg/kg	110000	JIS K 5674 7.14 (付属書 A)	1000
クロム	mg/kg	9800	JIS K 5674 7.15 (付属書 B)	100

(備考)